

公益財団法人山口県ひとづくり財団 行動計画

(「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」に基づく)

1. 計画期間

令和2年4月1日 ～ 令和5年3月31日 (3年間)

2. 目 標

全職員における有給休暇取得率を50%以上とする。

$$\left(\text{有給休暇取得率の算出方法} = \frac{\text{取得日数}}{\text{付与日数 (繰越除く)}} \right)$$

3. 対 策

衛生委員会を通じて、有給休暇取得状況の把握及び取得勧奨の実施等に努める。

- 各年 9月～ 取得状況の把握 (報告)
- 各年 10月～ 取得勧奨の実施
- 各年 12月～ 取得状況の把握 (報告)
- 各年 1月～ 取得勧奨の実施